

札幌市特別職報酬等審議会
資料

令和6年11月 札幌市総務局職員部

第 1 特別職報酬等審議会根拠条例

1 札幌市特別職報酬等審議会条例 1

第 2 特別職職員の報酬額等

1 札幌市職員の報酬等改定経過 2

2 政令指定都市における市長及び副市長の給料月額 3

3 政令指定都市における議会議員の報酬月額 4

4 政令指定都市における市長給料の改定推移（平成 1 7 年以降） 5

5 政令指定都市とその所在道府県の市長等及び議会議員の
給料月額等比較 6

6 政令指定都市における市長及び副市長の給与等（年間総額） 7

7 政令指定都市における議会議員の報酬等（年間総額） 8

8 政令指定都市における市長及び副市長の退職手当支給額 9

第 3 その他

1 消費者物価指数 10

2 民間役員の報酬・年間賞与の状況（規模別・役位別） 11

3 札幌市特別職報酬等審議会 令和 3 年度答申書 12

4 人事委員会勧告の概要 13

第 4 関係法令・通知

1 特別職の報酬等について（昭和 3 9 年自治事務次官通知） 14

2 札幌市議会議員の議員報酬及び期末手当に関する条例 15

3 札幌市特別職の職員の給与に関する条例 16

※ 資料は、特にことわりがない限り、令和 6 年 4 月 1 日現在

第 1 特別職報酬等審議会根拠条例

1 札幌市特別職報酬等審議会条例

昭和 3 9 年 1 1 月 1 6 日

条例第 3 4 号

(設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、特別職の職員の報酬等の額について審議するため、札幌市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 市長は、議員報酬の額、議会の会派に交付する政務活動費の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第 3 条 審議会は委員 1 0 人以内をもつて組織し、その委員は本市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど、市長が委嘱する。

2 委員は当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、総務局において処理する。

(雑則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第2 特別職職員の報酬額等

1 札幌市職員の報酬等改定経過

1 一般職職員

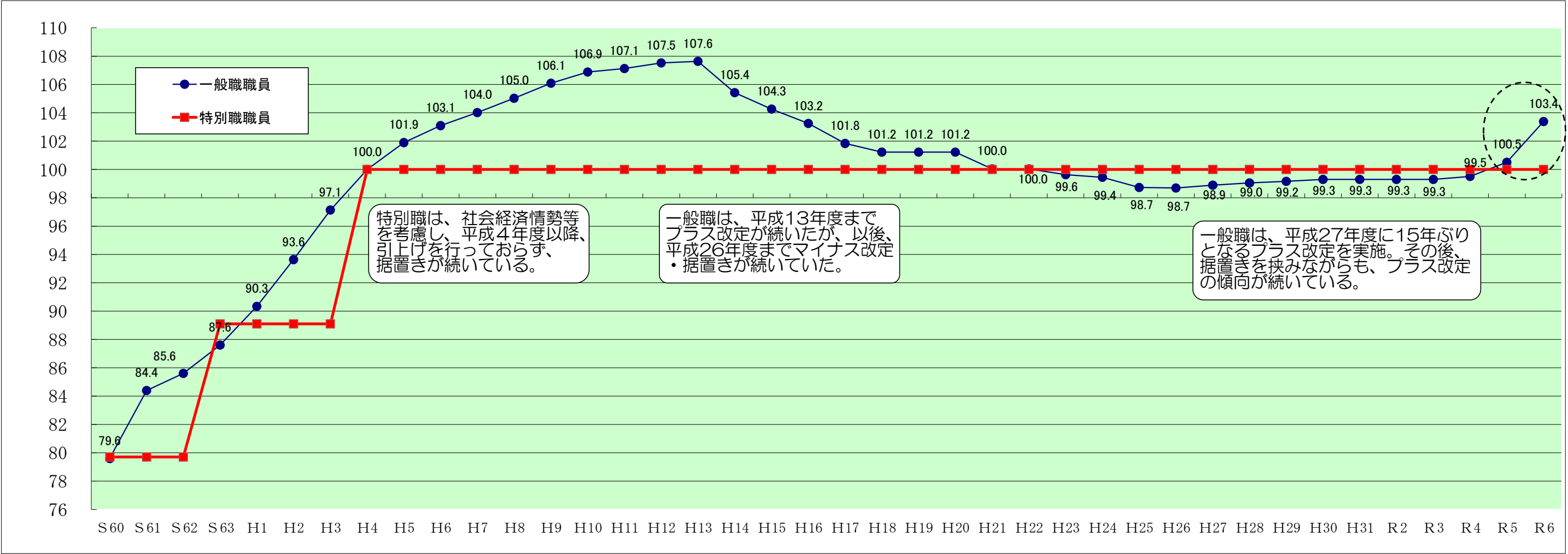
改定年月 区分	S60.4	S61.4	S62.4	S63.10	H1.4	H2.4	H3.4	H4.12	H5.4	H6.4	H7.4	H8.4	H9.4	H10.4	H11.4	H12.4	H13.4	H15.1	H15.12	H16.12	H17.12	H18.12	H19.12	H20.12	H21.12	H22.12	H23.12	H24.12	H25.12	H26.12	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4	R6
改定率(%)	5.68	2.28	1.41	2.28	3.03	3.53	3.60	2.86	1.90	1.17	0.90	0.96	1.02	0.74	0.23	0.38	0.10	▲2.06	▲1.09	▲0.98	▲1.37	▲0.60	0.00	0.00	▲1.16	0.00	▲0.41	▲0.19	▲0.72	0.00	0.21	0.15	0.12	0.13	0.00	0.00	0.00	0.22	1.00	2.86

【改定率】・・・公民較差(民間給与と本市職員給与との差)を解消するために実施した本市職員給与の改定結果。値が正の場合は増額改定を表し、値が負の場合は減額改定を表す。

2 特別職職員

区分	改定年月																																													
	S60.4	S61.4	S62.4	S63.10	H1.4	H2.4	H3.4	H4.12	H5.4	H6.4	H7.4	H8.4	H9.4	H10.4	H11.4	H12.4	H13.4	H15.1	H15.12	H16.12	H17.12	H18.12	H19.12	H20.12	H21.12	H22.12	H23.12	H24.12	H25.12	H26.12	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4	R6						
市長（千円）	1,020			1,140				1,280																																						
副市長（千円）	830			920				1,030																																						
議長（千円）	820			930				1,040																																						
副議長（千円）	750			850				950																																						
議員（千円）	680			760				860																																						

3 特別職職員と一般職職員の給与改定率等比較（毎年の給与改定率を積算。平成4年を100としている。）



2 政令指定都市における市長及び副市長の給料月額

【平成4年12月1日（給料改定後）時点】

（単位：千円）

市	市長	順位	助役	順位	適用	人口 (人)	順位
大阪市	1,450	1	1,140	1	H4.4	2,506,368	2
神戸市	1,410	2	1,110	2	H4.5	1,458,698	5
横浜市	1,360	3	1,110	2	H3.12	3,233,127	1
名古屋市	1,350	4	1,090	4	H3.7	2,098,022	3
京都市	1,300	5	1,030	5	H3.12	1,398,781	6
札幌市	1,280	6	1,030	5	H4.12	1,687,144	4
仙台市	1,230	7	950	7	H3.10	909,986	11
福岡市	1,190	8	950	7	H2.4	1,204,723	7
広島市	1,180	9	940	10	H2.4	1,066,183	9
北九州市	1,180	9	930	11	H2.4	1,016,232	10
川崎市	1,180	9	950	7	H2.10	1,161,936	8
千葉市	1,145	12	920	12	H4.4	825,303	12
(参考) 北海道	1,380	—	1,100	—	H4.10	—	—

※1 「順位」は12政令指定都市中、数値の高い順に付した順位である。

※2 各市の人口は、平成4年3月31日又は4月1日現在の住民基本台帳によるものである。

※3 給料月額は、札幌市は給料改定後の平成4年12月1日、その他の都市は平成4年4月1日現在の額である。

市長平均：1,271千円、副市長平均：1,013千円

【令和6年4月1日時点】

（単位：千円）

市	市長	順位	副市長	順位	適用	人口 (人)	順位
大阪市	1,669	1	1,096	5	H27.12	2,761,550	2
横浜市	1,599	2	1,285	1	H28.4	3,753,728	1
名古屋市	1,467	3	1,100	3	市長H19.4 副市長H22.4	2,322,143	3
神戸市	1,410	4	1,110	2	H4.5	1,494,661	7
京都市	1,390	5	1,100	3	H8.7	1,375,239	8
千葉市	1,317	6	1,064	6	H30.4	981,909	12
仙台市	1,310	7	1,020	10	H18.4	1,061,450	11
広島市	1,310	7	1,050	7	H8.1	1,175,327	10
福岡市	1,300	9	1,040	8	H21.4	1,549,847	5
札幌市	1,280	10	1,030	9	H4.12	1,953,592	4
浜松市	1,277	11	928	19	H19.4	786,792	15
静岡市	1,250	12	940	17	市長H19.4 副市長H15.4	675,610	20
北九州市	1,230	13	980	12	H26.11	916,003	13
さいたま市	1,229	14	966	13	H6.4	1,346,412	9
川崎市	1,200	15	950	14	H29.4	1,548,254	6
熊本市	1,193	16	949	15	R6.4	728,677	17
堺市	1,190	17	990	11	H9.4	814,597	14
新潟市	1,174	18	948	16	R6.4	764,193	16
岡山市	1,160	19	920	20	H21.8	696,280	19
相模原市	1,142	20	935	18	H9.4	716,522	18
(参考) 北海道	1,380	—	1,100	—	H4.10	—	—

※1 「順位」は20政令指定都市中、数値の高い順に付した順位である。

※2 各市の人口は、令和6年3月31日又は4月1日現在の住民基本台帳によるものである。

※3 給料月額は、令和6年4月1日現在の額である。

市長平均：1,305千円、副市長平均：1,020千円

3 政令指定都市における議会議員の報酬月額

【平成4年12月1日（報酬改定後）時点】

(単位：千円)									
市	議長	順位	副議長	順位	議員	順位	適用	人口 (人)	順位
大阪市	1,200	1	1,060	1	970	1	H4.4	2,506,368	2
神戸市	1,140	2	1,040	2	930	2	H4.5	1,458,698	5
横浜市	1,120	3	1,010	3	900	3	H3.12	3,233,127	1
名古屋市	1,100	4	970	4	890	4	H3.7	2,098,022	3
京都市	1,050	5	960	5	890	4	H3.12	1,398,781	6
札幌市	1,040	6	950	7	860	6	H4.12	1,687,144	4
川崎市	970	7	830	11	780	7	H2.10	1,161,936	8
北九州市	960	8	860	6	770	8	H2.4	1,016,232	10
仙台市	950	9	840	9	770	8	H3.10	909,986	11
広島市	950	9	840	9	770	8	H2.4	1,066,183	9
福岡市	930	11	850	7	770	8	H2.4	1,204,723	7
千葉市	870	12	785	12	725	12	H4.4	825,303	12
(参考) 北海道	1,160	—	1,040	—	900	—	H4.10	—	—

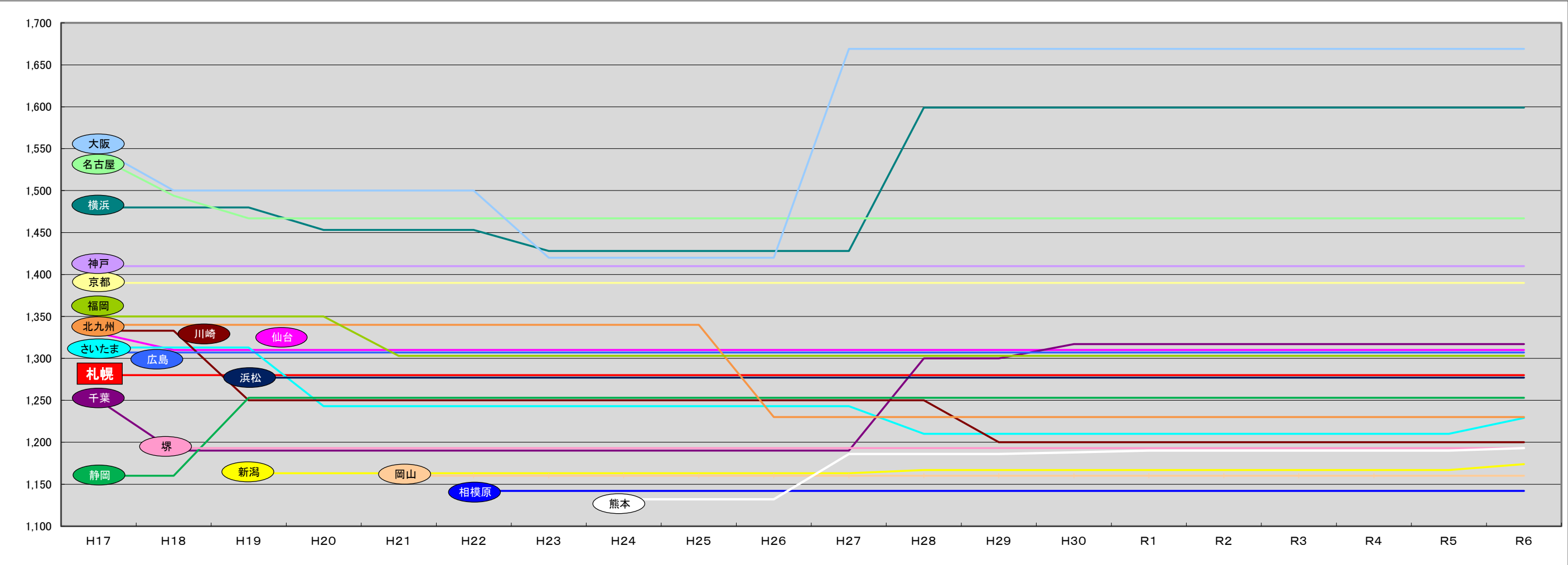
※1 「順位」は12政令指定都市中、数値の高い順に付した順位である。
※2 各市の人口は、平成4年3月31日又は4月1日現在の住民基本台帳によるものである。
※3 報酬月額は、札幌市は給料改定後の平成4年12月1日、その他の都市は平成4年4月1日現在の額である。
議員平均：1,023千円、副議長平均：916千円、議員平均835千円

【令和6年4月1日時点】

(単位：千円)									
市	議長	順位	副議長	順位	議員	順位	適用	人口 (人)	順位
名古屋市	1,225	1	1,078	1	990	1	H18.4	2,322,143	3
横浜市	1,179	2	1,061	2	953	3	H23.4	3,753,728	1
神戸市	1,140	3	1,040	3	930	4	H4.5	1,494,661	7
京都市	1,120	4	1,030	4	960	2	H8.7	1,375,239	8
北九州市	1,090	5	980	5	880	5	H6.4	916,003	13
大阪市	1,080	6	960	7	880	5	H27.4	2,761,550	2
広島市	1,060	7	930	9	860	8	H8.1	1,175,327	10
福岡市	1,060	7	970	6	880	5	H6.4	1,549,847	5
札幌市	1,040	9	950	8	860	8	H4.12	1,953,592	4
川崎市	1,030	10	920	10	830	11	H19.4	1,548,254	6
仙台市	1,020	11	910	11	840	10	H18.4	1,061,450	11
さいたま市	992	12	886	12	819	12	R6.4	1,346,412	9
堺市	950	13	850	13	780	13	議長H20.1 その他H9.4	814,597	14
千葉市	930	14	840	14	770	14	H18.7	981,909	12
岡山市	850	15	770	15	710	15	H8.4	696,280	19
静岡市	824	16	735	17	663	17	H15.4	675,610	20
熊本市	822	17	748	16	648	19	R6.4	728,677	17
浜松市	803	18	717	18	648	19	H15.1	786,792	15
新潟市	786	19	707	20	659	18	R6.4	764,193	16
相模原市	779	20	713	19	670	16	H9.4	716,522	18
(参考) 北海道	1,160	—	1,040	—	900	—	H4.10	—	—

※1 「順位」は20政令指定都市中、数値の高い順に付した順位である。
※2 各市の人口は、令和6年3月31日又は4月1日現在の住民基本台帳によるものである。
議長平均:988千円、副議長平均:889千円、議員平均:812千円

4 政令指定都市における市長給料の改定推移（平成17年以降）



単位：千円

	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
札 幌	1,280																			▶
仙 台	1,330	1,310 (▲ 20)																		▶
さいたま	1,310			1,243 (▲ 67)								1,210 (▲ 33)								▶
千 葉	1,250	1,190 (▲ 60)										1,300 (110)		1,317 (17)						▶
川 崎	1,330		1,250 (▲ 80)										1,200 (▲ 50)							▶
横 浜	1,480			1,453 (▲ 27)			1,428 (▲ 25)					1,599 (171)								▶
相模原						1,142														▶
新 潟			1,163									1,167 (4)								▶
静 岡	1,160		1,250 (90)																	▶
浜 松			1,277																	▶
名古屋	1,540	1,494 (▲ 46)	1,467 (▲ 27)																	▶
京 都	1,390																			▶
大 阪	1,550	1,500 (▲ 50)					1,420 (▲ 80)					1,669 (249)								▶
堺		1,190																		▶
神 戸	1,410																			▶
岡 山					1,160															▶
広 島	1,310																			▶
北九州	1,340									1,230 (▲ 110)										▶
福 岡	1,350				1,300 (▲ 50)															▶
熊 本								1,132				1,186 (54)		1,188 (2)	1,190 (2)					▶

5 政令指定都市とその所在道府県の市長等及び議会議員の給料月額等比較

区分 県・市		市長・副市長				議会議員						住民基本 台帳人口 (R6.3.31又は4.1)
		知事・市長		副知事・副市長		議 長		副議長		議員		
		千円	市／県	千円	市／県	千円	市／県	千円	市／県	千円	市／県	
北海道		1,380		1,100		1,160		1,040		900		
	札幌市	1,280	93%	1,030	94%	1,040	90%	950	91%	860	96%	1,953,592
宮城県		1,310		1,020		1,020		910		840		
	仙台市	1,310	100%	1,020	100%	1,020	100%	910	100%	840	100%	1,061,450
埼玉県		1,420		1,134		1,144		1,016		927		
	さいたま市	1,229	87%	966	85%	992	87%	886	87%	819	88%	1,346,412
千葉県		1,390		1,110		1,110		970		880		
	千葉市	1,317	95%	1,064	96%	930	84%	840	87%	770	88%	981,909
神奈川県		1,450		1,160		1,200		1,080		970		
	川崎市	1,200	83%	950	82%	1,030	86%	920	85%	830	86%	1,548,254
	横浜市	1,599	110%	1,285	111%	1,179	98%	1,061	98%	953	98%	3,753,728
	相模原市	1,142	79%	935	81%	779	65%	713	66%	670	69%	716,522
新潟県		1,280		1,002		992		868		794		
	新潟市	1,174	92%	948	95%	786	79%	707	81%	659	83%	764,193
静岡県		1,301		1,063		1,023		904		834		
	静岡市	1,250	96%	940	88%	824	81%	735	81%	663	79%	675,610
	浜松市	1,277	98%	928	87%	803	78%	717	79%	648	78%	786,792
愛知県		1,379		1,093		1,209		1,064		977		
	名古屋市	1,467	106%	1,100	101%	1,225	101%	1,078	101%	990	101%	2,322,143
京都府		1,292		1,023		1,120		1,030		960		
	京都市	1,390	108%	1,100	108%	1,120	100%	1,030	100%	960	100%	1,375,239
大阪府		1,520		1,050		1,170		1,030		930		
	大阪市	1,669	110%	1,096	104%	1,080	92%	960	93%	880	95%	2,761,550
	堺市	1,190	78%	990	94%	950	81%	850	83%	780	84%	814,597
兵庫県		1,340		1,050		1,080		985		880		
	神戸市	1,410	105%	1,110	106%	1,140	106%	1,040	106%	930	106%	1,494,661
岡山県		1,290		1,020		1,000		900		840		
	岡山市	1,160	90%	920	90%	850	85%	770	86%	710	85%	696,280
広島県		1,389		1,091		1,113		964		901		
	広島市	1,310	94%	1,050	96%	1,060	95%	930	96%	860	95%	1,175,327
福岡県		1,350		1,080		1,110		980		890		
	北九州市	1,230	91%	980	91%	1,090	98%	980	100%	880	99%	916,003
	福岡市	1,300	96%	1,040	96%	1,060	95%	970	99%	880	99%	1,549,847
熊本県		1,240		970		970		870		780		
	熊本市	1,193	96%	949	98%	822	85%	748	86%	648	83%	728,677
平均	他府県	1,354		1,062		1,090		969		886		
	他都市	1,306	96%	1,020	96%	986	90%	887	91%	809	91%	

※ 平均は、本市及び北海道を除いた市及び府県の平均である。

6 政令指定都市における市長及び副市長の給与等（年間総額）

										(単位:円)							
区 分	順位	市	給与総額	給料 (月額)	地域手当※1（月額）		期末手当※2（年額）		退職手当※3 (年額)	区 分	順位	市	給与総額	給料 (月額)	地域手当 (月額)	期末手当 (年額)	退職手当 (年額)
					(率)	(額)	支給割合 (月)	支給額									
市 長	1	名古屋	38,937,114	1,467,000	15%	220,050	3.4	8,130,114	10,562,400	副市長 ※6	1	神戸	28,217,088	1,110,000	133,200	6,638,688	6,660,000
	2	神戸	37,873,728	1,410,000	12%	169,200	4.45	8,432,928	10,490,400		2	横浜	27,678,900	1,285,000	—	6,939,000	5,319,900
	3	横浜	36,418,824	1,599,000	—	—	4.5	8,634,600	8,596,224		3	名古屋	27,216,200	1,100,000	165,000	6,096,200	5,940,000
	4	広島	35,291,400	1,310,000	10%	131,000	4.5	7,781,400	10,218,000		4	広島	26,019,000	1,050,000	105,000	6,237,000	5,922,000
	5	京都	33,947,275	1,390,000	10%	139,000	3.25	7,092,475	8,506,800		5	京都	25,333,550	1,100,000	110,000	5,612,750	5,200,800
	6	福岡	31,587,400	1,300,000	10%	130,000	3.4	6,939,400	7,488,000		6	福岡	23,834,720	1,040,000	104,000	5,551,520	4,555,200
	7	仙台	31,299,044	1,310,000	3%	39,300	3.4	6,618,644	8,488,800		7	大阪	23,542,080	1,096,000	—	5,392,320	4,997,760
	8	千葉	31,291,920	1,317,000	—	—	4.5	7,111,800	8,376,120		8	千葉	23,110,080	1,064,000	—	5,745,600	4,596,480
	9	さいたま	31,145,318	1,229,000	15%	184,350	3.4	6,811,118	7,374,000		9	堺	22,964,040	990,000	99,000	5,619,240	4,276,800
	10	川崎	30,891,360	1,200,000	16%	192,000	3.4	6,699,360	7,488,000		10	川崎	22,859,660	950,000	152,000	5,303,660	4,332,000
	11	札幌	※4 29,623,872	1,280,000	3%	38,400	3.4	6,467,072	7,219,200		11	札幌	22,686,572	1,030,000	30,900	5,203,972	4,635,000
	12	堺	29,602,440	1,190,000	10%	119,000	4.3	6,754,440	7,140,000		12	さいたま	22,509,732	966,000	144,900	5,353,572	3,825,360
	13	岡山	※5 28,445,520	1,160,000	3%	34,800	4.5	6,451,920	7,656,000		13	仙台	21,509,148	1,020,000	30,600	4,373,148	4,528,800
	14	大阪	28,239,480	1,669,000	—	—	4.1	8,211,480	0		14	北九州	20,989,738	980,000	29,400	4,878,538	3,998,400
	15	北九州	27,967,863	1,230,000	3%	36,900	3.35	6,123,063	6,642,000		15	相模原	20,931,168	935,000	112,200	4,998,768	3,366,000
	16	静岡	27,675,000	1,250,000	—	—	4.45	6,675,000	6,000,000		16	岡山	19,800,240	920,000	27,600	5,117,040	3,312,000
	17	相模原	26,928,245	1,142,000	12%	137,040	3.35	6,098,165	5,481,600		17	静岡	19,119,600	940,000	—	5,019,600	2,820,000
	18	熊本	26,484,600	1,193,000	—	—	3.4	4,867,440	7,301,160		18	新潟	18,622,512	948,000	—	3,412,800	3,833,712
	19	浜松	26,434,445	1,277,000	—	—	4.785	6,110,445	5,000,000		19	浜松	18,076,480	928,000	—	4,440,480	2,500,000
	20	新潟	25,499,280	1,174,000	—	—	3	4,226,400	7,184,880		20	熊本	17,993,040	949,000	—	3,871,920	2,733,120
知 事	—	北海道	31,527,480	1,380,000	—	—	3.4	6,803,400	8,164,080	副知事	—	北海道	24,114,200	1,100,000	—	5,423,000	5,491,200
内閣総理大臣	—	国	42,441,781	2,016,000	20%	403,200	3.4	11,583,936	1,827,445	国務大臣	—	国	30,947,132	1,470,000	294,000	8,446,620	1,332,512

※1 地域の民間賃金水準を適切に反映させるよう、物価等も踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員の給与水準の調整を図るため支給される手当

※2 期末手当は、令和5年度の支給割合で計算
勤勉手当と合わせて、民間の賞与に相当する手当。民間においては、賃金後払的性格をもつ生活補給金的な「一時金」、義務的給与の性格を有する。
期末手当＝（給料月額＋地域手当＋役職段階別加算額＋管理職加算額）×支給割合
役職段階別加算額＝（給料＋地域手当）×加算率
管理職加算額＝給料×加算率

※3 任期满了した場合に支給される手当額を任期の年数（4年）で割った額（年額）として算出
特別職の退職手当の性格について、過去の任期間の功労に対する報償という性格が高いとする考えがある。

※4 札幌市の市長及び副市長には寒冷地手当が支給されており、給与総額に116,800円（世帯主（扶養親族あり））を含む。

※5 岡山市について、支給となる手当に扶養手当があるが、扶養親族の有無等によって支給額が変わるため、給与総額から除いている。

※6 副市長の地域手当の率、期末手当の支給割合及び加算割合については、市長と同様

※ 端数処理により、実際の支給額とは異なる場合がある。

7 政令指定都市における議会議員の報酬等（年間総額）

(単位:円)

区分	順位	市	報酬等総額	報酬 (月額)	期末手当※1（年額）	
					支給割合 (月)	支給額
議長	1	横浜市	20,514,600	1,179,000	4.50	6,366,600
	2	名古屋市	20,206,375	1,225,000	3.10	5,506,375
	3	神戸市	19,767,600	1,140,000	4.45	6,087,600
	4	京都市	18,718,000	1,120,000	3.25	5,278,000
	5	広島市	18,444,000	1,060,000	4.50	5,724,000
	6	北九州市	18,374,675	1,090,000	3.35	5,294,675
	7	大阪市	18,079,200	1,080,000	3.95	5,119,200
	8	福岡市	17,945,800	1,060,000	3.40	5,225,800
	9	札幌市	17,607,200	1,040,000	3.40	5,127,200
	10	川崎市	17,437,900	1,030,000	3.40	5,077,900
	11	仙台市	17,268,600	1,020,000	3.40	5,028,600
	12	さいたま市	16,794,560	992,000	3.40	4,890,560
	13	堺市	16,302,000	950,000	4.30	4,902,000
	14	千葉市	16,182,000	930,000	4.50	5,022,000
	15	岡山市	14,790,000	850,000	4.50	4,590,000
	16	静岡市	14,288,160	824,000	4.45	4,400,160
	17	浜松市	13,478,355	803,000	4.79	3,842,355
	18	熊本市	13,217,760	822,000	3.40	3,353,760
	19	相模原市	13,188,470	779,000	3.40	3,840,470
	20	新潟市	12,261,600	786,000	3.00	2,829,600
議長	—	北海道	19,638,800	1,160,000	3.40	5,718,800
国会議長	—	国	36,738,100	2,170,000	3.40	10,698,100
副議長 ※2	1	横浜市	18,461,400	1,061,000		5,729,400
	2	神戸市	18,033,600	1,040,000		5,553,600
	3	名古屋市	17,781,610	1,078,000		4,845,610
	4	京都市	17,213,875	1,030,000		4,853,875
	5	北九州市	16,520,350	980,000		4,760,350
	6	福岡市	16,422,100	970,000		4,782,100
	7	広島市	16,182,000	930,000		5,022,000
	8	札幌市	16,083,500	950,000		4,683,500
	9	大阪市	16,070,400	960,000		4,550,400
	10	川崎市	15,575,600	920,000		4,535,600
	11	仙台市	15,406,300	910,000		4,486,300
	12	さいたま市	14,999,980	886,000		4,367,980
	13	千葉市	14,616,000	840,000		4,536,000
	14	堺市	14,586,000	850,000		4,386,000
	15	岡山市	13,398,000	770,000		4,158,000
	16	静岡市	12,744,900	735,000		3,924,900
	17	相模原市	12,071,090	713,000		3,515,090
	18	浜松市	12,034,845	717,000		3,430,845
	19	熊本市	12,027,840	748,000		3,051,840
	20	新潟市	11,029,200	707,000		2,545,200
副議長	—	北海道	17,607,200	1,040,000		5,127,200
国会副議長	—	国	26,817,120	1,584,000		7,809,120
議員 ※2	1	横浜市	16,582,200	953,000		5,146,200
	2	名古屋市	16,330,050	990,000		4,450,050
	3	神戸市	16,126,200	930,000		4,966,200
	4	京都市	16,044,000	960,000		4,524,000
	5	広島市	14,964,000	860,000		4,644,000
	6	福岡市	14,898,400	880,000		4,338,400
	7	北九州市	14,834,600	880,000		4,274,600
	8	大阪市	14,731,200	880,000		4,171,200
	9	札幌市	14,559,800	860,000		4,239,800
	10	仙台市	14,221,200	840,000		4,141,200
	11	川崎市	14,051,900	830,000		4,091,900
	12	さいたま市	13,865,670	819,000		4,037,670
	13	千葉市	13,398,000	770,000		4,158,000
	14	堺市	13,384,800	780,000		4,024,800
	15	岡山市	12,354,000	710,000		3,834,000
	16	静岡市	11,496,420	663,000		3,540,420
	17	相模原市	11,343,100	670,000		3,303,100
	18	浜松市	10,876,680	648,000		3,100,680
	19	熊本市	10,419,840	648,000		2,643,840
	20	新潟市	10,280,400	659,000		2,372,400
議員	—	北海道	15,237,000	900,000		4,437,000
国会議員	—	国	21,907,420	1,294,000		6,379,420

※1 期末手当は、令和5年度の支給割合で計算
期末手当＝（報酬月額＋加算額）×支給割合
加算額＝報酬×加算率
※2 副議長・議員の期末手当の支給割合及び加算割合については、議長と同様
※ 端数処理により、実際の支給額とは異なる場合がある。

8 政令指定都市における市長及び副市長の退職手当支給額

(1) 算出方法

給料月額×在職月数×支給割合
(札幌市の場合：給料月額×48月×47／100)

(2) 市長

順位	市	給料月額	支給割合	支給額
1	名古屋市	1,467,000	60.0/100	42,249,600
2	神戸市	1,410,000	62.0/100	41,961,600
3	広島市	1,310,000	65.0/100	40,872,000
4	横浜市	1,599,000	44.8/100	34,384,896
5	京都市	1,390,000	51.0/100	34,027,200
6	仙台市	1,310,000	54.0/100	33,955,200
7	千葉市	1,317,000	53.0/100	33,504,480
8	岡山市	1,160,000	55.0/100	30,624,000
9	川崎市	1,200,000	52.0/100	29,952,000
9	福岡市	1,300,000	48.0/100	29,952,000
11	さいたま市	1,229,000	50.0/100	29,496,000
12	熊本市	1,193,000	51.0/100	29,204,640
13	札幌市	1,280,000	47.0/100	28,876,800
14	新潟市	1,174,000	51.0/100	28,739,520
15	堺市	1,190,000	50.0/100	28,560,000
16	北九州市	1,230,000	45.0/100	26,568,000
17	静岡市	1,250,000	40.0/100	24,000,000
18	相模原市	1,142,000	40.0/100	21,926,400
19	浜松市	1,277,000	1任期	20,000,000
20	大阪市	1,669,000	不支給	0

	北海道	1,380,000	49.3/100	32,656,320
--	-----	-----------	----------	------------

※ 相模原市 ⇒ 在職年数×480/100（市長）
在職年数×360/100（副市長）

(3) 副市長

(単位:円)

順位	市	給料月額	支給割合	支給額
1	神戸市	1,410,000	50.0/100	26,640,000
2	名古屋市	1,467,000	45.0/100	23,760,000
3	広島市	1,310,000	47.0/100	23,688,000
4	横浜市	1,599,000	34.5/100	21,279,600
5	京都市	1,390,000	39.4/100	20,803,200
6	大阪市	1,669,000	38.0/100	19,991,040
7	札幌市	1,280,000	37.5/100	18,540,000
8	千葉市	1,317,000	36.0/100	18,385,920
9	福岡市	1,300,000	36.5/100	18,220,800
10	仙台市	1,310,000	37.0/100	18,115,200
11	川崎市	1,200,000	38.0/100	17,328,000
12	堺市	1,190,000	36.0/100	17,107,200
13	北九州市	1,230,000	34.0/100	15,993,600
14	新潟市	1,174,000	33.7/100	15,334,848
15	さいたま市	1,229,000	33.0/100	15,301,440
16	相模原市	1,142,000	30.0/100	13,464,000
17	岡山市	1,160,000	30.0/100	13,248,000
18	静岡市	1,250,000	25.0/100	11,280,000
19	熊本市	1,193,000	24.0/100	10,932,480
20	浜松市	1,277,000	1任期	10,000,000

	北海道	1,380,000	41.6/100	21,964,800
--	-----	-----------	----------	------------

1 消費者物価指数

(1) 消費者物価指数 令和2年＝100

項目 対象	消費者物価指数				
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
札幌市	100.3	100.0	99.9	102.9	106.8
全国	100.0	100.0	99.8	102.3	105.6

(2) 消費者物価地域差指数 都道府県庁所在市及び政令指定都市の平均＝100

市 年		札幌市	仙台市	新潟市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
令和5年	順位	4	8	16	5	6	1	2	3	8	17	12	7	10	11	13	18	13	19	20	15
	指数	101.6	100.1	98.7	101.3	101.1	104.0	103.7	101.9	100.1	98.4	99.2	100.7	100.0	99.4	99.0	98.0	99.0	97.8	97.7	98.9
令和4年	順位	5	10	14	4	7	1	2	3	9	17	13	6	8	11	11	19	16	18	20	14
	指数	100.9	99.7	99.0	101.4	100.7	104.0	103.7	101.9	100.0	98.4	99.2	100.8	100.3	99.4	99.4	97.9	98.9	98.2	97.8	99.0
令和3年	順位	7	12	16	4	7	1	2	3	9	17	14	4	6	11	9	19	15	18	19	13
	指数	100.6	99.6	98.7	101.1	100.6	104.2	103.6	101.8	99.9	98.6	98.9	101.1	100.7	99.8	99.9	98.0	98.8	98.4	98.0	99.0
令和2年	順位	9	12	13	4	6	1	2	3	10	16	17	4	7	11	8	20	13	18	19	13
	指数	100.1	99.4	98.7	101.6	101.1	104.7	103.7	102.1	99.9	98.6	98.5	101.6	100.7	99.7	100.3	97.6	98.7	98.3	97.8	98.7
令和元年	順位	12	9	13	4	5	1	2	3	10	15	15	7	10	8	6	18	13	19	19	17
	指数	99.5	99.9	98.9	102.7	101.3	105.2	104.7	103.0	99.7	98.5	98.5	100.8	99.7	100.0	100.9	97.6	98.9	97.5	97.5	98.4

※ 総務省統計局ホームページから転記

2 民間役員の報酬・年間賞与の状況（規模別・役位別）

規模	役 位	報酬月額 （千円）					年間賞与 （千円）					年間報酬 （千円）				
		平成13年	平成23年	平成27年	令和 2 年	令和 5 年	平成13年	平成23年	平成27年	令和 2 年	令和 5 年	平成13年	平成23年	平成27年	令和 2 年	令和 5 年
規模計	社 長	2,340	3,080	3,390	3,180	3,500	3,070	4,390	9,200	7,380	13,860	31,150	41,350	49,880	45,540	55,860
	副 社 長	2,000	2,530	2,530	2,600	3,010	2,240	5,110	7,420	5,240	9,350	26,240	35,470	37,780	36,440	45,470
	専 務 取 締 役	1,650	2,090	2,290	2,260	2,340	1,870	3,780	6,070	4,270	5,290	21,670	28,860	33,550	31,390	33,370
	常 務 取 締 役	1,360	1,680	1,800	1,730	1,810	1,690	2,530	5,350	2,650	3,880	18,010	22,690	26,950	23,410	25,600
1000 人～	社 長	2,970	4,000	4,200	3,850	4,470	4,170	8,030	14,180	15,460	22,700	39,810	56,030	64,580	61,660	76,340
	副 社 長	2,450	2,790	3,080	2,920	3,470	3,840	6,290	9,860	7,510	10,810	33,240	39,770	46,820	42,550	52,450
	専 務 取 締 役	1,910	2,430	2,590	2,450	2,670	2,100	4,820	9,350	6,990	7,510	25,020	33,980	40,430	36,390	39,550
	常 務 取 締 役	1,620	2,050	2,080	1,900	2,140	1,990	4,080	7,300	4,130	4,710	21,430	28,680	32,260	26,930	30,390
300～ 999 人	社 長	1,960	3,080	3,200	3,150	3,130	2,420	4,940	2,950	3,870	8,010	25,940	41,900	41,350	41,670	45,570
	副 社 長	1,580	2,500	1,670	1,670	2,380	760	7,040	1,530	0	2,370	19,720	37,040	21,570	20,040	30,930
	専 務 取 締 役	1,420	1,800	1,940	2,050	2,070	1,660	3,430	1,060	1,050	3,390	18,700	25,030	24,340	25,650	28,230
	常 務 取 締 役	1,210	1,520	1,650	1,690	1,800	1,510	2,400	1,890	1,880	2,310	16,030	20,640	21,690	22,160	23,910
～300 人	社 長	—	2,150	2,610	2,530	2,640	—	320	7,920	2,980	7,740	—	26,120	39,240	33,340	39,420
	副 社 長	—	1,910	1,970	2,230	2,320	—	0	8,550	1,920	12,210	—	22,920	32,190	28,680	40,050
	専 務 取 締 役	—	1,500	1,680	1,890	1,790	—	900	2,060	0	1,570	—	18,900	22,220	22,680	23,050
	常 務 取 締 役	—	1,290	1,380	1,560	1,380	—	260	4,470	1,710	4,210	—	15,740	21,030	20,430	20,770

※ 出典：労務行政研究所「役員の報酬等に関する実態調査（平成 13・平成 23・平成 27・令和 2・令和 5 年度）」

※ 調査対象

○ 平成 13 年：全国 8 証券市場の上場企業及び店頭登録企業 3,388 社と、上場企業に匹敵する非上場企業（資本金 5 億円以上かつ従業員 500 人以上）352 社の合計 3,740 社（調査時期：平成 13 年 2 月 8 日～4 月 9 日）のうち回答のあった 103 社及び中堅・中小企業 78 社

○ 平成 23 年：全国証券市場の上場企業（新興市場の上場企業も含む）3,493 社と、上場企業に匹敵する非上場企業（資本金 5 億円以上かつ従業員 500 人以上）328 社の合計 3,821 社（調査時期：平成 23 年 7 月 12 日～9 月 15 日）のうち回答のあった 137 社

○ 平成 27 年：全国証券市場の上場企業（新興市場の上場企業も含む）3,481 社と、上場企業に匹敵する非上場企業（資本金 5 億円以上かつ従業員 500 人以上）296 社の合計 3,777 社（調査時期：平成 27 年 7 月 10 日～10 月 2 日）のうち回答のあった 116 社

○ 令和 2 年：全国証券市場の上場企業（新興市場の上場企業も含む）3,667 社と、上場企業に匹敵する非上場企業（資本金 5 億円以上かつ従業員 500 人以上）71 社の合計 3,738 社（調査時期：令和 2 年 7 月 20 日～9 月 28 日）のうち回答のあった 141 社

○ 令和 5 年：全国証券市場の上場企業（新興市場の上場企業も含む）3,808 社と、上場企業に匹敵する非上場企業（資本金 5 億円以上または従業員 500 人以上）95 社の合計 3,903 社（調査時期：令和 5 年 7 月 10 日～9 月 20 日）のうち回答のあった 133 社

※ 平成 13 年調査結果について、規模「300～999 人」の欄には、「1,000 人未満」の結果を転記。「～300 人」の結果は公表されていないため、記載せず。

3 札幌市特別職報酬等審議会 令和3年度答申書

札幌市特別職報酬等審議会答申書

令和3年（2021年）12月15日

札幌市長 秋元 克広 様

札幌市特別職報酬等審議会
会長 岸本 太樹

特別職の給料の額等について（答申）

令和3年10月21日付けで本審議会に対し諮問があった市議会議員の議員報酬並びに市長及び副市長（以下「市長等」という。）の給料の額について、下記のとおり答申いたします。

記

- 1 市議会議員の議員報酬及び市長等の給料
据え置くことが適当である。
- 2 審議会での主な意見
 - 責任の重さや人口比、産業の集積度等を考慮すると、やや本市特別職の給与水準が低いと感じる部分もあるものの、他の政令指定都市の報酬・給与水準とほぼ均衡しており、一般職の給与改定率とも均衡が取れていること等から、議員報酬、市長等の給料については据置が適当。
 - 特別職の報酬・給与は頻繁に改定するものではないと考えられる。
 - 本審議会結果を公表する際は、月額報酬・給与等だけでなく、報酬・給与の全体像を示す必要がある。
 - 民間企業の代表者とその他役員にあっては、その責任に比例して報酬額の差が設けられているものの、市長と副市長については、責任の差に比して全国的に給与額の差が小さい。
 - 特別職と一般職の給与改定率の乖離が長期間にわたり継続している場合にあっては、特別職の報酬・給与の改定の必要性を検討すべき。
 - 今後、特別職の報酬・給与を検討する上では、人口のみならず、消費者物価指数、市民一人当たりの所得、財政規模、税収、税収に占める人件費の割合、自主財源率、市債残高等の多角的な指標が考えられる。
- 3 資料
（略）

【参考】平成28年度答申書 附帯意見

4 附帯意見

(2) 今後の審議会開催について

審議会の開催については、平成21年及び平成23年に開催された審議会の答申において、定期的に開催するよう言及されている。

今後においても、景況感を適切に反映した検討を継続していくため、市長の一任期中に少なくとも一度は開催するなど、市民の十分な理解が得られるよう、適切な時期に審議会を開催していただきたい。

4 人事委員会勧告の概要

本年の報告及び勧告の特徴

- 公民較差（2.86％）を解消するため、給料月額と寒冷地手当を引上げ
給料月額は若年層に重点を置きつつ全ての職員を対象にした引上げ
- 期末・勤勉手当（特別給）の年間支給月数は0.10月分の引上げ
- 給料月額及び特別給ともに3年連続の引上げ。平均年間給与は19.8万円の増加

1 公民較差

区 分	本 年	昨 年
人 事 委 員 会 勧 告	2.86% (10,133 円)	1.00% (3,490 円)
(参 考) 人 事 院 勧 告	2.76% (11,183 円)	0.96% (3,869 円)

※ 比較対象の一般行政職職員…平均給与：353,759 円（本年 4 月）

2 較差に基づく給与改定

(1) 給料表

民間における水準、人事院勧告の内容等を考慮し、若年層に重点を置きつつ全ての職員を対象にした給料月額の引上げ

(2) 寒冷地手当

民間における支給状況、人事院勧告の内容を踏まえた手当額の引上げ（世帯主・扶養親族有の場合、116,800 円→130,000 円）

(3) 期末・勤勉手当

- ・ 民間の年間支給割合 4.59 月（職員の年間支給月数 4.50 月）
- ・ 民間の支給状況に見合うよう、支給月数を 0.10 月分引き上げ、4.60 月に改定
- ・ 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに 0.05 月分ずつ均等に配分

(参考) 人事院勧告における指定職の期末・勤勉手当

- ・ 指定職の期末・勤勉手当についても、一般職と同様に引上げ（3.40 月→3.45 月）

※ 市長等の期末手当は、国家公務員の指定職に準じて改定

【令和 5 年民間企業における役員報酬（給与）調査の概要】（令和 5 年人事院勧告資料より抜粋）

令和 5 年に実施した民間企業における役員報酬（給与）調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的

この調査は、指定職俸給表の適用を受ける職員の給与を総合的に検討するため、令和 4 年の民間企業の役員報酬の実態を調査したものである。

(2) 調査の範囲

職種別民間給与実態調査の母集団事業所のうち、医療法人・学校法人等を除いた企業規模 500 人以上の本店事業所 4,232 社を母集団として、データの精確性の確保の観点を踏まえて、企業規模別、産業別に層化抽出した 3,556 社に対し通信調査を行い、1,169 社から有効回答（有効回答率 32.9％）を得た。

(3) 集計

- ① 本調査における役員は、令和 4 年 1 月から 12 月までの全期間を通じて常勤の役員（会長、副会長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役、部長等兼任の取締役、監査役等）として役職に在任した者を対象とした。
- ② このうち、「比較対象役員」を役員数 5 人以上の企業における「社長を直接補佐し、会社の業務全般を統括している役員」、かつ、「各社 1 人」と定義して集計した。
- ③ 比較対象役員の年間報酬額の算出に際しては、母集団に復元して行った。

（注）比較対象役員の調査実人員は 420 人で、その具体的な役職名は、「副社長」（32.9％）、「専務取締役」（32.6％）、「常務取締役」（19.8％）等であった。

第 2 7 表 令和 4 年民間における役員（比較対象役員）の年間報酬額

（令和 5 年民間企業における役員報酬（給与）調査）

区 分	年 間 報 酬 額
企 業 規 模 計	37,555 千円
3,000 人以上	59,202 千円
1,000 人以上 3,000 人未満	36,138 千円
500 人以上 1,000 人未満	29,096 千円

事務次官（指定職 8 号俸）の年間給与	23,235 千円
本府省局長（指定職 4 号俸）の年間給与	17,698 千円

- （注） 1 年間報酬には、令和 4 年中に支給された賞与を含む。
2 事務次官・本府省局長の年間給与は、給与法に定められた俸給月額を基礎とした年収である。

＜参考＞ 令和 4 年民間における主な役職の年間報酬額

（令和 5 年民間企業における役員報酬（給与）調査）

企業規模 役職	全規模	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満
副 社 長	47,515 千円	58,541 千円	44,247 千円	34,692 千円
専 務 取 締 役	35,468 千円	49,043 千円	32,984 千円	27,332 千円
常 務 取 締 役	26,713 千円	35,057 千円	25,875 千円	23,073 千円
取 締 役	21,047 千円	29,413 千円	21,244 千円	17,738 千円

- （注） 1 役員数 5 人以上の企業において副社長、専務取締役、常務取締役、取締役の役職に就いている全役員（調査実人員 2,226 人）について集計した。
2 年間報酬額には、令和 4 年中に支給された賞与を含む。

1 特別職の報酬等について

昭和 39 年 5 月 28 日自治給第 208 号
各都道府県知事あて 自治事務次官通知

最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領によりすみやかに措置されたく、命によつて通知する。

なお、管下各市（特別区を含む。）については、都道府県の例にならい措置を講ずるよう、また町村については必要に応じ同様の措置を講ずるよう指導されたい。

記

- 1 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定による都道府県知事の附属機関として、別紙条例準則を参考として特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を設置するものとする
こと。
- 2 都道府県知事は、都道府県議会議員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする
こと。
なお、知事、副知事及び出納長の給料の額についても同様の手続により措置することが
適当であること。
- 3 審議会の委員は、都道府県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから任命
するものとする。この場合、当該都道府県の議会の議員、長及び常勤の職員を任命す
ることは避けること。

（別紙）

〇〇〇県（都道府）特別職報酬等審議会条例準則

（設置）

第 1 条 知事の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、〇〇県（都道府）特別
職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 知事は、議会の議員の報酬の額並びに知事、副知事及び出納長の給料の額に関する
条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意
見を聞くものとする。

（委員）

- 第 3 条 審議会は、委員 10 人をもつて組織し、その委員は、〇〇県（都道府）の区域内の公
共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど、知事が任命する。
- 2 委員は当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

- 第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員が
その職務を代理する。

（会議）

- 第 5 条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（庶務）

第 6 条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

（雑則）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 札幌市議会議員の議員報酬及び期末手当に関する条例

昭和 2 6 年 7 月 2 1 日

条例第 3 0 号

(議員報酬)

第 1 条 市議会議員(以下「議員」という。)の議員報酬は、次のとおりとする。

- (1) 議長である議員 月額 1 0 4 万円
- (2) 副議長である議員 月額 9 5 万円
- (3) 前 2 号以外の議員 月額 8 6 万円

2 議員が一の定例会の開会の日から同日から起算して 1 年を経過した日(以下「1 年経過日」という。)までの間の定例会の会議全てを次に掲げる事由以外の事由により欠席した場合において、1 年経過日後最初に定例会若しくは臨時会の会議又は常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会に出席した日の属する月(以下「出席月」という。)が 1 年経過日の属する月の翌月後の月であるときは、1 年経過日の属する月の翌月から出席月の前月までの当該議員の議員報酬の月額は、前項の規定にかかわらず、同項各号に定める議員報酬の月額に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額とする。

- (1) 札幌市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例(昭和 4 2 年条例第 3 9 号)第 3 条第 2 項の規定により議長が公務又は通勤により生じたと認定した災害
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 1 0 年法律第 1 1 4 号)第 1 8 条第 1 項に規定する患者又は無症状病原体保有者であること。

(期末手当)

第 2 条 6 月 1 日及び 1 2 月 1 日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する議員に対しては、期末手当を支給する。これらの基準日前 1 月以内に退職し、又は死亡した議員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、札幌市特別職の職員の給与に関する条例(昭和 2 6 年条例第 2 8 号。以下「特別職給与条例」という。)第 3 条第 2 項第 1 号に規定するところにより期末手当を受ける職員(以下「特別職給与条例適用職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の期間におけるその議員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、議員の任期満了の日又は議会の解散により任期が終了した日に在

職した議員で当該任期満了又は議会の解散による一般選挙により再び議員となったものの受ける期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとみなす。

- (1) 6 月 1 0 0 分の 1 0 0
- (2) 5 月以上 6 月未満 1 0 0 分の 8 0
- (3) 3 月以上 5 月未満 1 0 0 分の 6 0
- (4) 3 月未満 1 0 0 分の 2 0

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に特別職給与条例適用職員の例により一定の割合を乗じて得た額の合計額とする。

(支給期日)

第 3 条 議員報酬は当月分を毎月 1 0 日までに、期末手当は前条第 1 項に定めるそれぞれの基準日の属する月の末日までに支給する。

(支給方法)

第 4 条 議員報酬の支給方法については、この条例に定めがあるものを除くほか、特別職給与条例の規定により月額で定められている報酬が支給される職員の例による。

(施行細目)

第 5 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(略)

3 札幌市特別職の職員の給与に関する条例

昭和 2 6 年 7 月 2 1 日
条例第 2 8 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、本市の公務員であつて、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）の特別職に属する者のうち次に掲げる者（以下「特別職の職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 市長、副市長、地方公営企業管理者及び教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）
- (2) 教育委員会、市選挙管理委員会、区選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の各委員並びに監査委員
- (3) その他別表に掲げる者

（特別職の職員の給与）

第 2 条 前条第 1 号に掲げる者並びに同条第 2 号に掲げる人事委員会委員及び監査委員のうち常勤のもの（以下「常勤の人事委員会委員等」という。）には給料を、その他の者には給料又は報酬を支給する。

2 前項の給料及び報酬の額は、別表に掲げるところによる。

（期末手当）

第 3 条 第 1 条第 1 号に掲げる者及び常勤の人事委員会委員等には、札幌市職員給与条例（昭和 2 6 年条例第 2 1 号）の適用を受ける職員の支給の例に準じて、6 月及び 1 2 月に期末手当を支給する。この場合において、これらの者を同条例第 2 9 条第 5 項に規定する職員とみなし、同項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、市長が定めるものとする。

2 前項の期末手当のそれぞれの月の支給割合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長、副市長、教育長及び監査委員のうち常勤のもの（以下「市長等」という。）にあつては、1 0 0 分の 1 7 0
- (2) 地方公営企業管理者及び人事委員会委員のうち常勤のもの（以下「企業管理者等」という。）にあつては、1 0 0 分の 2 2 5

（退職手当）

第 3 条の 2 市長等及び企業管理者等には、退職手当を支給する。

2 市長等の退職手当の額は、退職の日（死亡の日を含む。以下同じ。）におけるその者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、次の各号の区分に従い当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 市長 1 0 0 分の 4 7
- (2) 副市長 1 0 0 分の 3 7 . 5

(3) 教育長及び監査委員のうち常勤のもの 1 0 0 分の 2 0 . 5

3 前項の在職月数の計算は、市長等となつた日の属する月から退職し、又は死亡した日の属する月までの月数（その月数が 4 8 月（教育長にあつては、3 6 月。以下この項において同じ。）を超えるときは、4 8 月）による。ただし、市長等が退職した日の属する月において再び市長等となつたときは、市長等となつた日の属する月から退職した日の属する月の前月までの月数によるものとする。

4 市長等の退職手当の支給は、任期ごとに行う。

5 前各項の規定にかかわらず、国家公務員等（国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 2 条に規定する者及びその者から退職手当の支給を受けることなく引き続いて市長等以外の本市の常勤の職員となつた者をいう。以下同じ。）から退職手当の支給を受けることなく引き続いて市長等となつた者に対しては、その者が市長等としての最終の退職（死亡を含む。）をした場合に、次に掲げる額の合計額を支給する。ただし、当該退職後、引き続いて国家公務員又は市長等以外の本市の常勤の職員となつた場合は、退職手当は支給しない。

(1) 市長等としての引き続く在職期間（次項の規定により通算されることとなる期間を除く。）について、第 2 項及び第 3 項本文の規定を準用して算定した額

(2) 次項の規定により市長等としての在職期間に通算されることとなる期間について、その者が市長等となるため国家公務員等を退職した日に受けていた給料の市長等としての最終の退職の日現在の月額を基礎とし、かつ、当該国家公務員等を退職した日に本市の常勤の職員を退職したものとして、札幌市職員退職手当条例（平成 1 6 年条例第 9 号。以下「退職手当条例」という。）の規定を準用して算定した額

6 国家公務員等から退職手当の支給を受けることなく引き続いて市長等となつた場合における当該国家公務員等としての引き続いた在職期間は、その者の市長等としての在職期間に通算する。

7 前各項に定めるもののほか、市長等の退職手当の支給については、退職手当条例第 2 条から第 2 条の 3 まで、第 1 4 条から第 2 1 条まで（第 1 7 条第 1 項第 2 号を除く。）の規定を準用する。この場合において、退職手当条例第 1 4 条第 1 項第 1 号中「地方公務員法第 2 9 条の規定による懲戒免職の処分」とあるのは「地方自治法施行規程（昭和 2 2 年政令第 1 9 号）第 1 6 条において準用する同令第 1 3 条第 1 項の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分」と、同項第 2 号中「地方公務員法の規定により」とあるのは「地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）その他の法令の規定により」と、「機関をいう」とあるのは「機関（市長にあっては、市長）をいう」と、第 1 5 条第 1 項第 2 号中「除く。」とあるのは「除く。」に準ずる退職」と読み替えるものとする。

8 企業管理者等の退職手当の額については、退職手当条例第 2 条の 4 から

第6条まで（退職手当条例附則第10項の規定により退職手当条例第6条を読み替えて適用する場合を含む。）、第8条から第8条の5まで（退職手当条例附則第10項の規定により退職手当条例第8条の3を読み替えて適用する場合を含む。）、第12条、第13条並びに附則第5項から第10項まで及び第16項の規定を準用する。この場合において、退職手当条例第4条第1項第2号及び第5条第1項第5号中「任命権者が特に必要と認める理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの」とあるのは、「市長が特に必要と認める理由により退職した者」と、第5条の2第2項中「第15条第1項」とあるのは、「札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）第3条の2第10項により読み替えて準用する第15条第1項」と読み替えるものとする。

9 企業管理者等が退職手当条例の適用を受ける職員（以下「職員」という。）から引き続いて企業管理者等となつた者である場合は、退職手当条例によりその者の職員としての引き続いた在職期間とされる期間は、企業管理者等としての引き続いた在職期間にこれを通算する。

10 第1項及び前2項に定めるもののほか、企業管理者等の退職手当の支給については、退職手当条例第2条から第2条の3まで、第7条、第9条、第10条及び第14条から第22条までの規定を準用する。この場合において、退職手当条例第14条第1項第1号中「地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分」とあるのは「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の2第8項の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分」と、同項第2号中「地方公務員法の規定により」とあるのは「地方公営企業法その他の法令の規定により」と、第15条第1項第2号中「除く。）」とあるのは「除く。）に準ずる退職」と読み替えるものとする。

（その他の給与）

第4条 札幌市職員給与条例第14条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条の2から第25条の9まで、第27条から第28条の2まで、第32条の2及び第34条の規定は企業管理者等に、同条例第21条、第22条、第27条から第28条の2まで及び第34条の規定は市長等にこれを準用し、その支給については、同条例の適用を受ける職員の例によるものとする。この場合において、同条例第25条の7の規定により人事委員会規則で定めることとされている事項については、市長が別に定める。

（給与支給の始期）

第5条 新たに特別職の職員になつた者の給与（給料、地域手当、初任給調整手当及び月額で定められている報酬に限る。以下この条から第6条の2までにおいて同じ。）又は給与の額に変更のあつた特別職の職員の給与は、就任した日又は給与の額に変更のあつた日から支給する。ただし、退職し

た本市の公務員が即日特別職の職員になつたときは、その日の翌日から給与を支給する。

（給与支給の終期）

第6条 特別職の職員が退職したときは、その日まで給与を支給する。

2 特別職の職員が死亡したときは、その月まで給与を支給する。

3 教育委員会の委員が教育長に就任したときは、教育長に就任した日の前日まで報酬を支給する。

（日割計算）

第6条の2 第5条又は前条第1項若しくは第3項の規定により給与を支給する場合であつて月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与の額は、市長等及び企業管理者等にあつては札幌市職員給与条例の適用を受ける職員の例により、市長等及び企業管理者等以外の特別職の職員にあつてはその月の現日数を基礎として、日割りによつて計算する。

（給与の支給期日）

第7条 給与の支給期日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 給与が月額で定められている者に対しては、札幌市職員給与条例第9条及び第10条の規定を準用して支給する。ただし、市長が必要と認めたときは、別に定める日に支給することができる。

(2) 給与が日額で定められている者に対しては、職務従事後に支給する。

（支給方法の特例）

第7条の2 前4条の規定にかかわらず、別表に規定する「その他の者」に該当する者のうち、報酬が月額で定められているものに対する報酬の支給期日その他の支給方法については、市長が別に定める。

（準用）

第8条 札幌市職員給与条例第35条及び第35条の2の規定は、この条例による給与を支給する場合にこれを準用する。

（施行細目）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長がこれを定める。

附 則

（略）

別表

職 名		給 与 の 区 分	金 額
市 長		給料月額	1,280,000円
副市長		給料月額	1,030,000円
地方公営企業管理者		給料月額	札幌市職員給与 条例別表１行政 職給料表の１０ 級又は同条例別 表３医師職給料 表の４級に決定 される職員に準 じて市長が定め る額
教育委員会	教育長	給料月額	830,000円
	委員	報酬月額	251,000円
市選挙管理委員会	委員長	報酬日額	32,500円
	委員		23,500円
区選挙管理委員会	委員長	報酬日額	17,500円
	委員		15,000円
選挙長、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人、開票立会人及び選挙立会人		報酬日額	国会議員の選挙 等の執行経費の 基準に関する法 律（昭和２５年 法律第１７９号）第 １４条第１項各 号に掲げる職の 区分に応じ、それ ぞれ当該各号に 掲げる額（期日前 投票所を開く時 刻を繰り上げる 場合又は閉じる 時刻を繰り下げ る場合の当該期 日前投票所の投 票管理者又は期 日前投票所の投 票立会人にあつ ては、当該額に、 当該期日前投票 所を開いている

			時間が１１時間 ３０分を超える 時間１時間につ き、当該額を１０ 分の１１５で除 して得た額（その 額に小数点以下の 端数があるとき は、これを切り上 げる。）を加算 した額
人事委員会	委員長	報酬月額	301,000円
	委員		251,000円
	委員長又は委員で常勤のもの	給料月額	札幌市職員給与 条例別表１行政 職給料表の１０ 級に決定される 職員に準じて市 長が定める額
監査委員	識見を有する者のうちから選任された者で常勤のもの	給料月額	800,000円
	識見を有する者のうちから選任された者で非常勤のもの	報酬月額	301,000円
	市議会議員のうちから選任された者		70,000円
農業委員会	会長	報酬月額	96,000円
	副会長		67,000円
	委員		47,000円
農地利用最適化推進委員		報酬月額	42,000円
固定資産評価審査委員会委員		報酬日額	12,500円
附属機関	オンブズマン	報酬月額	550,000円
	子どもの権利救済委員		290,000円
	上記以外の委員その他の構成員	給料日額又は報酬日額	12,500円
専門委員		給料日額又は報酬日額	12,500円
その他の者		給料月額又は	札幌市職員給与

	報酬月額	条例別表1行政職給料表に掲げる額のうち市長が定める額（以下「別表1の額」という。）を超えない範囲内で任命権者が市長と協議して定める額
	給料日額又は報酬日額	別表1の額の21分の1の額を超えない範囲内で任命権者が市長と協議して定める額

- 備考1 選挙長、開票管理者、開票立会人又は選挙立会人が、開票を開始した時から開票を開始した時の属する日の翌日まで引き続いて職務に従事した場合は、当該翌日の職務は開票を開始した時の属する日の職務として報酬を支給する。
- 2 投票所又は期日前投票所の投票管理者が職務時間内に交替する場合又は投票立会人が立会時間内に交替する場合の報酬日額は、この表に規定する投票所又は期日前投票所の投票管理者又は投票立会人の報酬日額を超えない範囲内で市長が定める額を支給する。